

## < 遺言書検認 >

### 1 概要

遺言書（公正証書による遺言を除く。）の保管者又はこれを発見した相続人は、遺言者の死亡を知った後、遅滞なく遺言書を家庭裁判所に提出して、その「検認」を請求しなければなりません。また、封印のある遺言書は、家庭裁判所で相続人等の立会いの上開封しなければならないことになっています。

検認とは、相続人に対し遺言の存在及びその内容を知らせるとともに、遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名など検認の日現在における遺言書の内容を明確にして遺言書の偽造・変造を防止するための手続です。遺言の有効・無効を判断する手続ではありません。

### 2 申立人(申立てができる人)

- ・ 遺言書の保管者
- ・ 遺言書を発見した相続人

### 3 申立先

- ・ 遺言者の最後の住所地の家庭裁判所となります。
- ・ 遺言者の最後の住所地が東京都内の場合の申立先は、次のとおりです。

(遺言者の最後の住所地)	(申立先)
東京23区内、三宅村、御蔵島村、小笠原村	東京家庭裁判所（本庁）
八丈町、青ヶ島村	東京家庭裁判所八丈島出張所
大島町、利島村、新島村、神津島村	東京家庭裁判所伊豆大島出張所
上記以外の市町村（多摩地区）	東京家庭裁判所立川支部

遺言者の最後の住所地が東京都以外の場合の管轄については、[裁判所ウェブサイト](#)の[裁判所の管轄区域](#)をご覧ください。

### 4 申立てに必要な費用

- ・ 収入印紙・遺言書（封書の場合は封書）1通につき 800円
- ・ 連絡用の郵便切手・80円×（（相続人の数×2）-1）枚、10円×8枚

### 5 申立てに必要な書類

- ・ 申立書1通・【申立書】・【申立書記載例】を参照  
戸籍謄本（全部事項証明書）等関係書類

誰が相続人となるかによって、揃えていただく戸籍の範囲が異なりますので、別紙（このページの末尾）を参照してください。

- ・遺言者の戸籍（除籍，改製原戸籍）（出生時から死亡までのすべての戸籍謄本（全部事項証明書））各1通
- ・遺言書の写し（遺言書が開封されている場合）  
戸籍謄本等は3か月以内に発行されたものを提出してください。  
事案によっては，このほかの資料の提出をお願いすることがあります。

**【郵送提出の場合の宛先】**

本庁管轄のもの

郵便番号 100 - 8956

東京都千代田区霞が関1 - 1 - 2

東京家庭裁判所 家事事件係

立川支部管轄のもの

郵便番号 190 - 8589

東京都立川市緑町10 - 4

東京家庭裁判所立川支部 家事事件係

伊豆大島出張所管轄のもの

郵便番号 100 - 0101

東京都大島町元町字家の上445 - 10

東京家庭裁判所伊豆大島出張所

八丈島出張所管轄のもの

郵便番号 100 - 1401

東京都八丈島八丈町大賀郷1485 - 1

東京家庭裁判所八丈島出張所

それぞれの管轄裁判所あてにお送りください。

## 【 遺言書検認の申立てに必要な書類 】

### [戸籍について]

戸籍は必ず「謄本」「全部事項証明」をお取りください。「抄本」「個人事項証明」は不可。

下記戸籍中、重複(共通)するものはいずれも1通で可。

書類を確認した結果、下記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

### 1. 相続人が「配偶者と第三順位(子(養子)は第三順位のみ)」の場合

- ① 遺言者の出生時に初めて載った戸籍から、死亡時までの継続したすべての戸籍  
(全部事項証明、戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本といった戸籍を含みます。)
- ② 第一順位の相続人のうち死亡している方がいれば、その相続人の出生時に初めて載った戸籍から、死亡までの継続したすべての戸籍
- ③ 代襲相続人がいる場合は、代襲相続人の現在の戸籍(3ヶ月以内のもの)
- ④ 相続人全員の現在の戸籍(3ヶ月以内のもの)

### 2. 相続人が「配偶者と第三順位(父母(養父母も含む)・祖父母)」は第三順位のみ」の場合

- ① 遺言者の出生時に初めて載った戸籍から、死亡時までの継続したすべての戸籍  
(全部事項証明、戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本といった戸籍を含みます。)
- ② 第一順位の相続人が死亡している場合は、その人の出生時に初めて載った戸籍から、死亡までの継続したすべての戸籍
- ③ 相続人全員の現在の戸籍(3ヶ月以内のもの)

### 3. 相続人が「配偶者のみ」「配偶者と兄弟姉妹」「兄弟姉妹のみ」「受遺者のみ」の場合

- ① 遺言者の出生時に初めて載った戸籍から、死亡時までの継続したすべての戸籍  
(全部事項証明、戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本といった戸籍を含みます。)
- ② 遺言者の父母(養父母も含む)の出生時に初めて載った戸籍から、死亡時までの継続したすべての戸籍
- ③ 第一順位の相続人が死亡している場合は、その人の出生時に初めて載った戸籍から、死亡までの継続したすべての戸籍
- ④ 第三順位の相続人が死亡している場合は、その人の出生時に初めて載った戸籍から、死亡までの継続したすべての戸籍
- ⑤ 代襲相続人がいる場合は、代襲相続人の現在の戸籍(3ヶ月以内のもの)
- ⑥ 代襲相続人が死亡している場合は、その人の死亡の記載のある戸籍
- ⑦ 相続人全員の現在の戸籍(3ヶ月以内のもの)

### 《受遺者がいる場合》

該当する上記1～3に加えて、受遺者の現在の戸籍(3ヶ月以内のもの)

### 《申立人が、相続人や受遺者ではない場合》

申立人の身分を証明するもの(免許証・保険証・パスポート等)の写し 1通